

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、「当法人」という）の発展に顕著な功労があったもの及び大会で特に優秀な成績を収めたものに対して行う表彰について定める。

(表彰)

第2条 表彰は「日本ソフトボール協会賞（優秀表彰）」、「功労者表彰」及び「退任者表彰」とする。

(日本ソフトボール協会賞)

第3条 日本ソフトボール協会賞は、次の各号に該当するものを表彰する。

- (1) 当法人の役員で永年協会の運営に精励し、ソフトボールの発展に関する業務において著しい功績を挙げたもの。
- (2) 協会関係者以外でソフトボールの振興に尽力し著しい功績を挙げたもの。
- (3) 協会加盟チームで国際的試合に特に優秀な成績を挙げたもの及び同年度内に本協会主催の全国的大会に2つ以上優勝したもの、又は大会に3年以上連続優勝し、いずれも試合態度など他の模範とするにたるもの。引き続いて4年以上連続して優勝したときはその都度継続して表彰する。
- (4) その他特に功績が顕著であって、理事会で推挙されたもの。なお、日本スポーツ賞（讀賣新聞社主催）など他団体の実施する表彰への推薦は、上記から最も優秀なものを表彰選考委員会の選考を経て理事会で推挙する。

(功労者表彰)

第4条 功労者表彰は、当法人又は所属支部で人格、識見等に秀れ、その功労が顕著であって、支部協会長から推薦された次の各号に該当するものを表彰する。

- (1) 当法人の役員、評議員又は専門委員としてその積み重ねが10年以上のもの。
- (2) 支部ソフトボール協会又は加盟チームの関係者で10年以上にわたりソフトボールの普及振興に著しい功績を挙げたもの。
- (3) 支部のうちで永年に亘り企画運営並びに活動の状況が特に優秀で著しい功績を挙げたと認められたもの。
- (4) 協会加盟チームの選手で永年（5年以上）全国的国際的試合に出場し、技術、態度が他の模範とするにたるもの。
- (5) 支部協会役員で、永年に亘り功績のあったものが退任する場合。

(退任者表彰)

第5条 退任者表彰は、当法人の役員、評議員又は専門委員であったものが退任する場合において、次の各号に該当し、その在任期間中、当法人の発展のために特に尽力したものを表彰する。ただし、同一項目による重複表彰は行わない。

- (1) 理事・監事を通算 10 年以上勤めたもの。
- (2) 評議員を通算 10 年以上勤めたもの。
- (3) 専門委員を通算 10 年以上勤めたもの。

(表彰方法)

第 6 条 日本ソフトボール協会賞及び功労者表彰は表彰状を贈り、退任者表彰は感謝状を贈る。ただし、理事会で認めたときは記念品を添えることができる。

2 チーム表彰において、その功績が特に大であったと理事会で認めたときは、祝勝会を行うことができる。

(表彰時期)

第 7 条 第 3 条及び第 4 条に定める表彰は当該年度の定時評議員会の席上で行う。第 5 条に定める表彰は、当法人の役員、評議員又は専門委員が退任した後、該当するものへ贈る。

2 表彰式に出席する旅費等は、当法人は原則として負担しない。

(規程の改廃)

第 8 条 当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、昭和 42 年 1 月 1 日から施行。

改訂履歴

昭和 60 年 4 月 1 日一部改正

平成 11 年 4 月 1 日一部改正

平成 16 年 11 月 28 日一部改正（第 2 条「殿堂入り」の削除、第 3 条（4）の「表彰推薦委員会の選考を経て」を追加、第 6 条の「当該年度の第 1 回」を追加）

平成 26 年 8 月 27 日一部改正